

神戸市補装具費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条に規定する補装具費を支給する上で、障害者総合支援法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）及び補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「基準」という。）以外に、特に必要があるものについて定める。

(対象者)

第2条 補装具費の対象者は、障害者、障害児及び難病患者等（以下「障害者等」という。）の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入、借受け又は修理（以下「購入等」という。）を必要とすると認められる者とする。ただし、18歳以上の障害者等にあっては、当該障害者等及びその属する世帯の当該障害者等の配偶者のうちいずれかの者について、補装具の購入等のあった日の属する年度（当該日が4月から6月までの間にあっては前年度。以下同じ。）における地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額が46万円以上であるときは、対象外とする。なお、市民税の所得割の算定にあたっては、障害者総合支援法施行規則第65条の3を適用する（以下同じ）。

2 障害者総合支援法以外の関係各法の規定に基づき、補装具の給付が受けられる者については、当該関係各法に基づく給付等を優先する。

3 65歳以上（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項第2号に規定する特定疾病により、同条第1項に規定する要介護状態（以下「要介護状態」という。）又は同条第2項に規定する要介護状態となるおそれがある状態（以下「要支援状態」）に該当する者については、40歳以上65歳未満）の身体障害者であって要介護状態又は要支援状態に該当する者が、介護保険の福祉用具と共通する補装具を希望する場合には、原則として本制度においては補装具費を支給しない。ただし、個別の身体状況等により介護保険の福祉用具では失われた身体機能を補完または代替できず、個別に製作する必要があると判断される場合は、本制度により補装具費を支給できる。

(補装具の種目及び額の基準)

第3条 補装具の種目は、基準に基づく。また、補装具の額は、基準により算定した額

(その額が現に当該補装具の購入等に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入等に要した費用の額とする。以下「基準額」という。)とする。

- 2 障害者等の障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情により、基準の種目に該当するものであって、基準の別表に定める名称、型式、基本構造等によることができない補装具の購入または修理を必要とする場合の取扱いについては、別に定める要領による。
- 3 補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個であるが、障害者等の状況等を勘案し、職業または教育上特に必要と認められる場合は、2個とすることができる。
- 4 耐用年数は、基準に定められた年数に準拠するが、再支給又は修理の際には、個々の実情に応じて勘案する。なお、災害等本人の責任によらない事情により亡失・毀損した場合は、新たに必要と認める補装具を支給することができる。また、骨格構造義肢については、部品の交換のみによっては適正な使用が真に困難な場合又は部品の交換によることよりも再支給を行うことの方が真に合理的、効果的であると認められる場合においては、再支給することができる。
- 5 基準のうち、修理基準の種目欄、名称欄、型式欄又は修理部位欄に定められていないものに係る修理が必要と認められる場合は、他の類似種目の修理部位を参考として、又はそれらの個々について原価計算による見積もしくは市場価格に基づいて適正な額を基準額とすることができる。
- 6 障害者等が希望するデザイン、素材等を選択することにより、基準額を超える場合は、当該名称の補装具にかかる基準額との差額を第6条により支給決定を受けた障害者等(18歳未満の児童にあってはその保護者。以下「支給決定障害者等」という。)が負担することとして支給の対象とすることができる。

(費用の支払い)

第4条 補装具費の額は、基準額の100分の90に相当する額とする。ただし、支給決定障害者等が、同一の月に決定を受けた基準額の合計額から、当該同一の月における補装具費の合計額を控除して得た額が、当該支給決定障害者等の家計における影響その他の事情を斟酌して、第2項又は第3項の各号に定める額(以下「負担上限月額」という。)を超えるときは、当該同一の月における補装具費の額は、基準額から第2項各号又は第3項各号に定める額を控除した額とする。

2 支給対象となる障害者等が18歳以上の場合、負担上限月額は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 障害者総合支援法施行令第43条の3第1号に該当する者 3万7,200円
- (2) 障害者総合支援法施行令第43条の3第2号に該当する者 零

3 支給対象となる障害者等が18歳未満の場合、負担上限月額は、次の各号に掲げる支給

決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号から第4号までに掲げる者以外の者 3万7,200円
- (2) 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者の補装具の購入等のあった月の属する年度分の地方税法の規定による市民税の所得割の額が23万5,000円未満である場合における当該支給決定障害者等（次号又は第4号に掲げる者を除く。） 2万4,600円
- (3) 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者の補装具の購入等のあった月の属する年度分の地方税法の規定による市民税の所得割の額が3万3,000円未満である場合における当該支給決定障害者等（次号に掲げる者を除く。）
1万円
- (4) 障害者総合支援法施行令第43条の3第2号に該当する者 零

（支給の申請）

第5条 補装具費の支給を受けようとする18歳以上の障害者等または18歳未満の障害者等の保護者は、補装具費の購入等を行おうとするときには、あらかじめ、次の各号に掲げる書類を福祉事務所に提出するものとする。

- (1) 補装具費支給申請書（別表様式第1号）
- (2) 医師の意見書又は診断書（身体障害者手帳の記載事項のみで給付の判断が可能な補装具の場合は省略できる。）
- (3) 当該障害者等及び同一の世帯に属する者の収入状況及び世帯の状況を証明する書類（福祉事務所が行う収入状況等に係る調査について同意する場合を除く。）
- (4) 補装具の購入等に要する費用にかかる見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、福祉事務所長が必要があると認める書類

（支給の決定）

第6条 福祉事務所長は、前条の規定による申請を受理したときは、世帯の状況、税額、補装具費の支給状況等を調査又は確認の上、支給の要否を決定するものとする。なお、身体障害者による申請のうち、義肢、装具、姿勢保持装置、車いす（レディメイドを除く）、電動車いすまたはその他更生相談所による判定が必要と判断される場合は、更生相談所による判定にもとづき決定する。

2 福祉事務所長は、補装具費を支給する旨の決定を行ったときは補装具費支給決定通知書（別表様式第3号）及び補装具費支給券（別表様式第5号）を支給決定障害者等に交付する。なお、支給しない旨の決定を行ったときは却下決定通知書（別表様式第4号）により申請者に通知しなければならない。

(補装具費の支給手順)

第7条 支給決定障害者等が、補装具の購入等を行う場合においては、原則としてあらかじめ神戸市との間で補装具費支給契約を締結している補装具製作及び販売業者（以下「補装具業者」という。）と利用契約を締結すること。

2 神戸市と補装具費支給契約を締結している者については、神戸市からの補装具費の代理受領について合意しているものとみなす。

3 支給決定障害者等は、補装具業者より補装具の引き渡しを受ける際に、利用者負担額を支払うとともに、補装具業者に代理請求及び代理受領に係る委任を行わなければならない。

4 補装具業者は、補装具費支給券（別表様式第5号）、支給決定障害者等が支払った対象者負担額の領収書の控え又は写し及び当該補装具費の請求書を福祉事務所に提出すること。

(用具の管理)

第8条 補装具費の支給を受けた者は、制度の目的に反してその補装具を使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供してはならない。

(決定の取り消し)

第9条 福祉事務所長は、決定について次のことが認められた場合は、支給の決定を取り消すとともに、当該支給決定障害者等に対し、当該支給に要した費用の全部または一部の返還を求めることができる。

(1) 前条の規定に違反したとき

(2) 偽りその他不正の手段により補装具費の支給を受けたとき

(3) 支給の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

(4) その他この要綱に定める内容に違反したとき

2 福祉事務所長は、支給決定障害者等が前項に基づく費用の返還をしない場合、支給決定障害者等に対し、他の補装具費の支給を停止することができる。

(その他)

第10条 申請等に必要の様式については、別表「補装具費支給に係る帳票様式一覧表」による。

(施行の細則)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉局長が定める。

(附 則)

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

ただし、第 4 条第 2 項及び第 3 項については、令和 5 年 4 月 1 日以降に支給決定するものについて適用し、令和 5 年 3 月 31 日までに支給決定するものの取り扱いについては、なお従前の例による。

(附 則)

この要綱は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。